

Weekly Report

第254号
平成26年3月3日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
http://www.szk-accounting.jp/

消費税引上げ間近、対応の最終チェックを

◆7割が「全ての商品を一律で3%引上げ」

東京商工会議所が実施した「中小企業の経営課題に関するアンケート調査」によると、4月からの消費税率引上げに際し、70.8%が「全ての商品を一律で3%引き上げる」とし、次いで、18.7%が「消費税率に関わらず、全ての商品の価格を見直し、適切な利益を得る」と回答しました。

一方、価格転嫁の見込みについて、「全て転嫁できる」とした企業は59.2%にとどまり、価格を一律で引き上げたとしても、販売不振などによる売上低下を懸念しているとみられています。

◆対応チェックリスト

値札等の価格表示法は決まっていますか？

昨年10月から「〇〇円（税抜）」などの税抜表示も認められています。

4月をまたぐ取引の税率を把握していますか？

3月までに注文を受けた場合でも、表品の引渡しやサービスの提供が4月以降であれば原則8%となるので、お客様へ事前に案内などを行います。

契約書の消費税は8%に対応していますか？

消費税がどのように記載（税込・税別など）され

ているか確認し、問題があれば取引先に相談した上、改定などを行います。

請求書などの税率変更の準備はできていますか？

請求期間が4月をまたぐ場合などは、5%の取引と8%の取引を区分することも必要になります。

資金繰りに問題はありますか？

消費税率が5%から8%になると、税抜売上高や利益が変わらない場合、納税額は1.6倍になります。納税資金が確保できるように資金繰り対策をします。

入社や退職における社会保険料の取扱い

社会保険料は月単位で計算され、月の途中で被保険者資格の取得・喪失があった場合でも、日割で計算することはありません。

社員が入社した場合は、入社した日が帰属する月から保険料を納めることになるため、例えば、資格取得日が4月1日でも4月30日でも4月分の保険料を納める必要があります。

一方、退職等により被保険者資格を喪失した月は、保険料を納める必要はありません。ただし、資格喪失日は退職等した日の翌日となるため、例えば、3月31日に退職した場合は4月1日が喪失日となり、3月分までの保険料を納める必要があります。

★★★ 3月のチェックポイント ★★★

※所得税・贈与税の申告・納税は3月17日（月）、個人事業者の消費税の申告・納税は3月31日（月）まで。振替納税の方は所得税が4月22日（火）、個人消費税は4月24日（木）が振替日。

※年度毎に更新する、身分証明書・契約書・届出書などを確認し更新や期限延長の手続きをします。また、各種社内規定を見直す必要があれば、原案を作成して検討します。

※年度末は売掛金回収の好機、残高等の確認作業を行い、完全回収に取り組みます。